

監 査 報 告

2025（令和7）年6月12日

公立大学法人青森公立大学
理事長 高 坂 幹 様

公立大学法人青森公立大学

監事

石 田 恒 久 

監事

米 田 孝 嗣 

地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、公立大学法人青森公立大学の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第16期事業年度の業務に関して監査を実施しましたので、青森市地方独立行政法人法施行細則第2条第5項の規定に基づき、以下のとおり報告します。

1 監事の監査の方法及びその内容

監事は、公立大学法人青森公立大学監事監査規程及び本年度の監査計画に基づき、一般に認められた監査手続に従い、法人の役員及び職員と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会に出席するほか、職員からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに重要文書等を閲覧し、青森公立大学の事務所において、業務及び財産の状況について監査しました。

また、会計に関しては、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、損失の処分に関する書類及びこれらの附属明細書）、決算報告書について監査しました。

なお、監査に当たっては、市に提出される書類として事業報告書、青森市地方独立行政法人評価委員会に提出する書類として業務実績報告書も併せて調査しました。

2 監査の結果

(1) 業務の実施状況及び中期目標の着実な達成に向けた実施状況

業務については、法令等に従って適正に実施されているものと認める。

全体としては、法令等に従って年度計画に掲げる業務に適正に取り組んでおり、中期目標の着実な達成に向け、効率的かつ効果的に実施しているものと認める。

(2) 法人の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制等の状況

法人の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制については、内部統制規程等に基づき、日常的モニタリングや独立的評価を行い、業務の適正を確保するための体制の整備及び運用がなされていると認める。

(3) 法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実

法人の役員の職務の遂行に関しては、不正行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

(4) 財務諸表等

財務諸表及び決算報告書については、法人の財政状況及び運営状況を正しく記載しているものと認める。

また、事業報告書については法人の概要等を、業務実績報告書については法人の業務及びその自己評価を、それぞれの確に記載しているものと認める。

3 監査報告を作成した日

2025（令和7）年6月12日